

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一・㉠・㉡・㉢・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	有限会社市山レジャー開発

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	福岡市及びその近郊
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分が分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	別途ファイル参照 【居住支援の実施体制図と方法】
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	3人 ① 入居前支援・サブリース担当 ② 入居後支援・見守り・生活習慣指導 ③ 死亡・退去時の支援・退所清掃・役所手続き
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	平日9時から18時 土日祝日休み

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	外国人・低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世代・被災者・その他（生活困窮者）
7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。 要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。	住宅情報の提供や、入居相談などの入居支援。 保証人確保の相談、家賃債務保証の利用調整も行う。 入居後は見守りを行い、生活相談や関係機関へのつなぎ、生活支援を行う。 要配慮者受け入れに関する助言や相談対応。 自治体や福祉機関との連携。 外国人の支援が主なため、通訳などの業務委託あり。 要配慮者からの対価は現在得ていない。
8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	福岡県居住支援法人連絡協議会に参加。 自立相談支援機関と連携。 自立相談支援機関からの依頼により要配慮者の住まい探しを実施。

8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	地域の宅地建物取引業者及び賃貸住宅管理事業者と連携し、要配慮者のニーズに応じた物件情報の提供、入居条件の調整及び入居後の状況共有を行う。 また、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害福祉・生活困窮者自立支援等の関係機関とケース会議等を通じて、要配慮者の福祉に関する支援内容を共有し、居住支援と福祉支援が一体的に提供されるよう協働する。
9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	居住支援協議会の参加やそれに関するセミナーへの参加。
10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。	居住支援業務に従事する人材として、福祉分野及び住宅・不動産分野の知識又は実務経験を有する職員を計画的に確保するとともに、地域の関係機関との連携により人材の紹介・協力を得ることにより、人員体制の安定的な維持に努める。職員の資質向上のため、国及び地方公共団体、居住支援法人サポートセンター等が実施する居住支援に関する研修や、生活困窮、高齢、障害等の福祉分野の研修への参加を促進し、法人内においても事例検討会や法令・制度改正に関する情報共有を行うことにより、支援業務の質の向上を図る。

居住支援の実施体制図と方法

